

産業廃棄物処分業許可証

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地
氏名 有限会社松井商店
代表取締役 松井 啓介

複写厳禁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和6年4月28日
許可の有効年月日 令和11年4月27日

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（圧縮）
(1)	廃プラスチック類	○
(2)	金属くず	○
(3)	ガラスくず等	○

・以上3品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
・以上3品目、いずれも自動車等破砕物を除く。

(備考)

- ・「○」は取扱うことができるものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：金属くず等の圧縮施設

設置場所	鳥取県倉吉市広瀬町1713番地外2筆	
設置年月日	平成11年4月8日	
処理能力	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	26トン/日（3.2トン/時間×8時間/日）
保管施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等	保管容量70m ³ （保管面積35m ² 、保管の最高高さ2m）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月26日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無